資料１

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の施行状況

１　改正の概要

○　平成30年12月に大阪府環境審議会からいただいた答申を踏まえ、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則を改正、３回に分けて施行し、令和元年10月１日に全面施行した。

改正の概要は以下のとおりである。

（１）土地の汚染状況の把握の契機の追加

○　条例に基づく調査が猶予中の土地、有害物質使用届出施設等が稼働中の土地において、900㎡以上の形質変更を行う時に、土地の利用履歴等の報告を義務付け、有害物質の使用等の履歴があった場合には、土壌汚染状況調査を実施することを義務付けた。

（２）指定区域に係る規定の整備

○　要措置区域（要措置管理区域）における汚染除去等の措置に係る計画の提出を義務付けた。

○　自然由来、埋立材由来の汚染土壌について、地質が同質又は同一港湾への移動を可能とした。

○　同一の契機によって指定された区域間（飛び地）の土壌の移動を可能とした。

（３）効果的な土壌汚染対策を実施するための制度の整備

○　施設設置者から土地所有者への情報提供の努力義務

○　「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」の制定

○　自主調査の結果に基づく区域指定の申請

○　「大阪府汚染土壌処理業に関する指針」の制定

２　施行状況

○　平成31年４月～令和元年12月までの施行状況は別紙のとおりである。

（１）土壌汚染対策法

○　新たに土地の汚染状況の把握の契機となった形質変更の面積が900㎡以上3000㎡未満の件数は、調査が猶予されている土地で２件、有害物質使用施設が稼働中の土地で３件、計５件あり、そのうち汚染が確認され、区域指定が行われたものは有害物質使用施設が稼働中の土地で２件であった。

（２）大阪府生活環境の保全等に関する条例

○　「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針」に基づく指導助言の件数は調査、措置、形質変更あわせてのべ15件であった。このうち、自主調査により基準不適合が認められた土地における形質変更についての指導助言は３件であった。

３　法・条例改正に係る周知の取組

○　土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正内容については、それぞれ施行前に調査が猶予されている土地の所有者及び事業者、有害物質使用特定施設等の設置者等に周知チラシを送付した。





|  |
| --- |
| 土壌汚染状況調査の報告が猶予されている土地で９００ｍ２以上の土地の形質の変更※を行うときは、平成31年4月1日より届出が必要になります。 |

* 切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

土壌汚染状況調査の報告が猶予されている土地とは・・・

　事業者が有害物質使用特定施設を廃止したため、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を行う必要がある土地のうち、工場・事業場として引き続き使用されており、第三者が立ち入ることがないなど、人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の知事の確認を受けることにより、土壌汚染状況調査の報告が一時的に免除されている土地。

※土地の利用方法が変わり、確認の要件から外れたときは、土壌汚染状況調査の報告が必要です。

＜上記の土地で形質の変更を行う場合、以下の手続きが必要です＞

【１】　土地の所有者は土地の形質の変更を行う前に、あらかじめ形質変更届を提出します。

根拠＝土壌汚染対策法第３条第７項

◎　届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図を添付します。

【２】　届出を受け、知事は土地の所有者に対し土壌汚染状況調査の実施について命令します。土地の所有者は、土壌汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

　根拠＝土壌汚染対策法第３条第８項

　◎　調査を実施する場合は、国の指定を受けた指定調査機関に委託してください。

【３】　【２】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、法に基づき以下の区域に指定します。
①判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置区域」として指定します。

　　　　知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

　　　　土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「形質変更時要届出区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

|  |
| --- |
| 詳しくは、以下にお問合せください。大阪府　環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課　化学物質対策グループ（地盤環境担当）ＴＥＬ　（代表）06-6941-0351　内線3809 　（直通）06-6210-9579大阪府のホームページもご覧ください。　　大阪府　土壌汚染　　　検　索 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　類 | 項　　　　目 | 含有量基準（指定基準）（mg/kg） | 溶出量基準（指定基準）（mg/L） | 第二溶出量基準（mg/L） |
| 管　理　有　害　物　質　（府条例） | 　　特　定　有　害　物　質　（土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第１種特定有害物質） | クロロエチレン（塩化ビニルモノマー） | ――― | 0.002以下  | 0.02以下 |
| 四塩化炭素 | ――― | 0.002以下 | 0.02以下 |
| １,２－ジクロロエタン | ――― | 0.004以下 | 0.04以下 |
| １,１－ジクロロエチレン（塩化ビニリデン） | ――― | 0.１以下 | １以下 |
| １,２－ジクロロエチレン※ | ――― | 0.04以下 | 0.4以下 |
| １,３－ジクロロプロペン（D-D） | ――― | 0.002以下 | 0.02以下 |
| ジクロロメタン（塩化メチレン） | ――― | 0.02以下 | 0.2以下 |
| テトラクロロエチレン（パークロロエチレン） | ――― | 0.01以下 | 0.1以下 |
| １,１,１－トリクロロエタン | ――― | 1以下 | 3以下 |
| １,１,２－トリクロロエタン | ――― | 0.006以下 | 0.06以下 |
| トリクロロエチレン | ――― | 0.03以下 | 0.3以下 |
| ベンゼン | ――― | 0.01以下 | 0.1以下 |
| 重金属等（第２種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 | カドミウム150以下 | カドミウム0.01以下 | カドミウム0.3以下 |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム250以下 | 六価クロム0.05以下 | 六価クロム1.5以下 |
| シアン化合物 | 遊離シアン50以下 | シアンが検出されないこと | シアン1以下 |
| 水銀及びその化合物 | 水銀15以下 | 水銀0.0005以下 | 水銀0.005以下 |
|  | うちアルキル水銀 | 検出されないこと | 検出されないこと |
| セレン及びその化合物 | セレン150以下 | セレン0.01以下 | セレン0.3以下 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛150以下 | 鉛0.01以下 | 鉛0.3以下 |
| 砒素及びその化合物 | 砒素150以下 | 砒素0.01以下 | 砒素0.3以下 |
| ふっ素及びその化合物 | ふっ素4000以下 | ふっ素0.8以下 | ふっ素24以下 |
| ほう素及びその化合物 | ほう素4000以下 | ほう素1以下 | ほう素30以下 |
| 農薬等（第３種特定有害物質） | シマジン（CAT） | ――― | 0.003以下 | 0.03以下 |
| チオベンカルブ（ベンチオカーブ） | ――― | 0.02以下 | 0.2以下 |
| チウラム | ――― | 0.006以下 | 0.06以下 |
| ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル） | ――― | 検出されないこと | 0.003以下 |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | ――― | 検出されないこと | 1以下 |
| ダイオキシン類 | 1000pg-TEQ/g以下 | ――― | ――― |

**管理有害物質及び基準値**

（注） mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム） mg/L（検液1リットルにつきミリグラム）

 　pg-TEQ/g（土壌1gにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

**※シス―1,2－ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2－ジクロロエチレンに改められます。**

|  |
| --- |
| 有害物質使用特定施設※1を設置している工場・事業場の敷地で９００ｍ２以上の土地の形質の変更※２をするときは、平成31年4月１日より届出が必要になります。 |

※１　水質汚濁防止法に基づく特定施設であって、裏面の**特定有害物質**を使用等しているもの（詳しくは、各法の所管行政庁の担当部局にお問合せください。）

※２　切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

＜手続きの流れ＞

【１】　工場・事業場の土地の形質の変更者は土地の形質の変更を行う30日前までに、形質変更届を提出します。また、形質変更届と併せて土壌汚染状況調査結果を提出することができます。

根拠＝土壌汚染対策法第４条第１項、２項

◎　土地を賃借して事業を行っている場合は、土地の形質変更に対する土地所有者の同意書の添付が必要です。（土地の所有者に対し、汚染のおそれがある場合には土壌汚染状況調査が必要となることをあらかじめ説明しておいてください。）

【２】　届出を受け、形質変更する土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、知事は工場・事業場の土地の所有者に対し土壌汚染状況調査の実施について命令します。土地の所有者は、土壌汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

　根拠＝土壌汚染対策法第４条第３項

　◎　調査を実施する場合は、国の指定を受けた指定調査機関に委託してください。

【３】　【２】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、法に基づき以下の区域に指定します。
①判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置区域」として指定します。

　　　　知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

　　　　土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「形質変更時要届出区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

|  |
| --- |
| 詳しくは、以下にお問合せください。大阪府　環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課　化学物質対策グループ（地盤環境担当）ＴＥＬ　（代表）06-6941-0351　内線3809 　（直通）06-6210-9579大阪府のホームページもご覧ください。　　大阪府　土壌汚染　　　検　索 |

**管理有害物質及び基準値**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　類 | 項　　　　目 | 含有量基準（指定基準）（mg/kg） | 溶出量基準（指定基準）（mg/L） | 第二溶出量基準（mg/L） |
| 管　理　有　害　物　質　（府条例） | 　　特　定　有　害　物　質　（土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第１種特定有害物質） | クロロエチレン（塩化ビニルモノマー） | ――― | 0.002以下  | 0.02以下 |
| 四塩化炭素 | ――― | 0.002以下 | 0.02以下 |
| １,２－ジクロロエタン | ――― | 0.004以下 | 0.04以下 |
| １,１－ジクロロエチレン（塩化ビニリデン） | ――― | 0.１以下 | １以下 |
| １,２－ジクロロエチレン※ | ――― | 0.04以下 | 0.4以下 |
| １,３－ジクロロプロペン（D-D） | ――― | 0.002以下 | 0.02以下 |
| ジクロロメタン（塩化メチレン） | ――― | 0.02以下 | 0.2以下 |
| テトラクロロエチレン（パークロロエチレン） | ――― | 0.01以下 | 0.1以下 |
| １,１,１－トリクロロエタン | ――― | 1以下 | 3以下 |
| １,１,２－トリクロロエタン | ――― | 0.006以下 | 0.06以下 |
| トリクロロエチレン | ――― | 0.03以下 | 0.3以下 |
| ベンゼン | ――― | 0.01以下 | 0.1以下 |
| 重金属等（第２種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 | カドミウム150以下 | カドミウム0.01以下 | カドミウム0.3以下 |
| 六価クロム化合物 | 六価クロム250以下 | 六価クロム0.05以下 | 六価クロム1.5以下 |
| シアン化合物 | 遊離シアン50以下 | シアンが検出されないこと | シアン1以下 |
| 水銀及びその化合物 | 水銀15以下 | 水銀0.0005以下 | 水銀0.005以下 |
|  | うちアルキル水銀 | 検出されないこと | 検出されないこと |
| セレン及びその化合物 | セレン150以下 | セレン0.01以下 | セレン0.3以下 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛150以下 | 鉛0.01以下 | 鉛0.3以下 |
| 砒素及びその化合物 | 砒素150以下 | 砒素0.01以下 | 砒素0.3以下 |
| ふっ素及びその化合物 | ふっ素4000以下 | ふっ素0.8以下 | ふっ素24以下 |
| ほう素及びその化合物 | ほう素4000以下 | ほう素1以下 | ほう素30以下 |
| 農薬等（第３種特定有害物質） | シマジン（CAT） | ――― | 0.003以下 | 0.03以下 |
| チオベンカルブ（ベンチオカーブ） | ――― | 0.02以下 | 0.2以下 |
| チウラム | ――― | 0.006以下 | 0.06以下 |
| ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル） | ――― | 検出されないこと | 0.003以下 |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | ――― | 検出されないこと | 1以下 |
| ダイオキシン類 | 1000pg-TEQ/g以下 | ――― | ――― |

（注） mg/kg（土壌1キログラムにつきミリグラム） mg/L（検液1リットルにつきミリグラム）

 　pg-TEQ/g（土壌1gにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

**※シス―1,2－ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2－ジクロロエチレンに改められます。**

|  |
| --- |
| 令和元年7月1日より、有害物質使用特定施設等を設置する者は、施設で使用する管理有害物質について、土地の所有者へ情報提供するよう努める義務があります。 |

大阪府生活環境の保全等に関する条例より抜粋

条例第81条の21の4の2

工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置し、又は設置されている有害物質使用特定施設等の使用の方法を変更した者は、当該設置又は変更によって、当該有害物質使用特定施設等において製造し、使用し、又は処理する（ダイオキシン類にあっては、発生し、又は処理する）管理有害物質の工場又は事業場ごとの種類の増加があったときは、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置している者を除く。）に対し、当該増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供するよう努めるものとする。

令和元年7月1日より施行されます。

対象となる施設

**○水質汚濁防止法に基づく特定施設であって、裏面の特定有害物質を使用等しているもの**

**○大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設（水質関係）であって、裏面の特定有害物質を使用等しているもの**

**○ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設**

対象となる物質（管理有害物質）

**○土壌汚染対策法で規定される特定有害物質26種類及びダイオキシン類の計27種類の有害物質（裏面参照）。**

情報提供の契機

**○工場・事業場において、有害物質使用特定施設等を最初に設置したとき**

**○工場・事業場の有害物質使用特定施設等において使用等する管理有害物質の種類が増加したとき**

**○令和元年7月１日時点で有害物質使用特定施設等を設置している場合、改正条例施行後速やかな情報提供**

情報提供の内容等

有害物質使用特定施設等において使用を開始した（使用している）管理有害物質の種類について、工場・事業場敷地の土地の所有者に情報提供してください。（別紙「土地所有者への情報提供の例」をご活用ください。）

なぜ土地所有者への情報提供が必要なのか？

土壌汚染対策法（大阪府生活環境の保全等に関する条例）は、当該施設の使用を廃止した際には、土地の所有者において土壌汚染の調査を行うことを義務付けています。

根拠・・・土壌汚染対策法第3条第1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4の第1項

|  |
| --- |
| 詳しくは、以下にお問合せください。大阪府　環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課　化学物質対策グループ（地盤環境担当）ＴＥＬ　（代表）06-6941-0351　内線3809 　（直通）06-6210-9579大阪府のホームページもご覧ください。　　大阪府　土壌汚染　　　検　索 |

管理有害物質の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類 | 管理有害物質の種類 |
| 管 理 有 害 物 質 （府条例） | 特 定 有 害 物 質 （土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第一種特定有害物質） | クロロエチレン （塩化ビニルモノマー） |
| 四塩化炭素 |
| １,２－ジクロロエタン |
| １,１－ジクロロエチレン （塩化ビニリデン） |
| １,２－ジクロロエチレン※ |
| １,３－ジクロロプロペン （D-D） |
| ジクロロメタン （塩化メチレン） |
| テトラクロロエチレン （パークロロエチレン） |
| １,１,１－トリクロロエタン |
| １,１,２－トリクロロエタン |
| トリクロロエチレン |
| ベンゼン |
| 重金属等（第２種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 |
| 六価クロム化合物 |
| シアン化合物 |
| 水銀及びその化合物 |
| セレン及びその化合物 |
| 鉛及びその化合物 |
| 砒素及びその化合物 |
| ふっ素及びその化合物 |
| ほう素及びその化合物 |
| 農薬等（第３種特定有害物質） | シマジン （CAT） |
| チオベンカルブ （ベンチオカーブ） |
| チウラム |
| ＰＣＢ （ポリ塩化ビフェニル） |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） |
| ダイオキシン類 |

シス―1,2－ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2－ジクロロエチレンに改められました。

（別紙）

土地所有者への情報提供の例

〇年〇月〇日

（土地所有者）様

（法対象施設等の設置者）

△△工場で使用等している管理有害物質の種類について

　当社△△工場では、水質汚濁防止法（大阪府生活環境の保全等に基づく条例）に規定する有害物質使用特定施設（有害物質使用届出施設）を設置しています。

　土壌汚染対策法（大阪府生活環境の保全等に関する条例）は、当該施設の使用を廃止した際には、土地所有者において土壌汚染の調査を行うことを定めています（工場等の敷地として利用を続けている間は、知事の確認を受けることにより、調査の実施が猶予されます）。

　つきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の21の４の２の規定に基づき、下記のとおり管理有害物質の種類等の情報を提供いたします。

記

　１　施設を設置している工場等の名称及び所在地

　　　△△工場（××市〇〇町△丁目）

　２　有害物質使用特定施設（有害物質使用届出施設）の種類

　　　　水質汚濁防止法施行令　別表第１

　　　　71の５　ジクロロメタンによる洗浄施設

　３　使用等している（使用等を追加した）管理有害物質の種類

　　　ジクロロメタン

（参考）

　土壌汚染対策法

第三条　使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

　大阪府生活環境の保全等に関する条例

　第八十一条の四　使用が廃止された有害物質使用届出施設(第四十九条第二項に規定する届出施設であって、同項第一号の規則で定める物質(特定有害物質であるものに限る。)をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。)又はダイオキシン特定施設(以下「有害物質使用届出施設等」という。)に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)であって、当該有害物質使用届出施設等を設置していたもの又は次項の規定により知事から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壌の管理有害物質(規則で定める管理有害物質に限る。)による汚染の状況について、土壌法第四条第二項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)に規則で定める方法により調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の管理有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

　第八十一条の二十一の四の二　工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置し、又は設置されている有害物質使用特定施設等の使用の方法を変更した者は、当該設置又は変更によって、当該有害物質使用特定施設等において製造し、使用し、又は処理する（ダイオキシン類にあっては、発生し、又は処理する）管理有害物質の工場又は事業場ごとの種類の増加があったときは、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置している者を除く。）に対し、当該増加した管理有害物質の種類に関する情報を速やかに提供するように努めるものとする。

付則

（経過措置）

（略）　施行の際現に工場又は事業場において有害物質使用特定施設等を設置している者は、同条の規定の施行後速やかに、当該工場又は事業場の土地の所有者等（当該有害物質使用特定施設等を設置した者を除く。）に対し、当該有害物質使用特定施設等において現に製造し、使用し、又は処理している（ダイオキシン類にあっては、発生し、又は処理している）管理有害物質の種類に関する情報を提供するよう努めるものとする。

|  |
| --- |
| 過去に有害物質使用届出施設等※1が廃止され、土壌汚染状況調査の報告が猶予されている土地で９００ｍ２以上の土地の形質の変更※2を行うときは、令和元年10月1日より調査・報告が必要となります。 |

※1 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設（水質関係）であって、裏面の**特定有害物質**を使用等しているもの、またはダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（詳しくは、所管行政庁の担当部局にお問合せください。）

※2　切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

***なお、当該土地において3,000ｍ２以上の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項による届出、調査等の対象となります。***

土壌汚染状況調査の報告が猶予されている土地とは・・・

　事業者が有害物質使用届出施設等を廃止したため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染状況調査を行う必要がある土地のうち、工場・事業場として引き続き使用されており、第三者が立ち入ることがないなど、人の健康に係る被害が生じるおそれがない旨の知事の確認を受けることにより、土壌汚染状況調査の報告が一時的に免除されている土地。

※土地の利用方法が変わり、確認の要件から外れたときは、土壌汚染状況調査の報告が必要です。

＜上記の土地で形質の変更を行う場合、以下の手続きが必要です＞

【１】　工場・事業場の土地の所有者は土地の形質の変更を行う30日前までに、当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の４第５項

【２】　【１】の調査の結果、形質変更する土地に管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者は、土壌汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

　根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の４第６項

　◎　調査を実施する場合は、国の指定を受けた指定調査機関に委託してください。

【３】　【２】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、条例に基づき以下の区域に指定します。
①判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置管理区域」として指定します。

　　　　知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

　　　　土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「要届出管理区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

|  |
| --- |
| 詳しくは、以下にお問合せください。大阪府　環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課　化学物質対策グループ（地盤環境担当）ＴＥＬ　（代表）06-6941-0351　内線3809 　（直通）06-6210-9579大阪府のホームページもご覧ください。　　大阪府　土壌汚染　　　検　索 |

管理有害物質の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類 | 管理有害物質の種類 |
| 管 理 有 害 物 質 （府条例） | 特 定 有 害 物 質 （土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第一種特定有害物質） | クロロエチレン （塩化ビニルモノマー） |
| 四塩化炭素 |
| １,２－ジクロロエタン |
| １,１－ジクロロエチレン （塩化ビニリデン） |
| １,２－ジクロロエチレン※ |
| １,３－ジクロロプロペン （D-D） |
| ジクロロメタン （塩化メチレン） |
| テトラクロロエチレン （パークロロエチレン） |
| １,１,１－トリクロロエタン |
| １,１,２－トリクロロエタン |
| トリクロロエチレン |
| ベンゼン |
| 重金属等（第２種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 |
| 六価クロム化合物 |
| シアン化合物 |
| 水銀及びその化合物 |
| セレン及びその化合物 |
| 鉛及びその化合物 |
| 砒素及びその化合物 |
| ふっ素及びその化合物 |
| ほう素及びその化合物 |
| 農薬等（第３種特定有害物質） | シマジン （CAT） |
| チオベンカルブ （ベンチオカーブ） |
| チウラム |
| ＰＣＢ （ポリ塩化ビフェニル） |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） |
| ダイオキシン類 |

※シス―1,2－ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2－ジクロロエチレンに改められました。

|  |
| --- |
| 有害物質使用届出施設等※1を設置している工場・事業場の敷地で９００ｍ２以上の土地の形質の変更※２をするときは、令和元年10月１日より調査・報告が必要となります。 |

※１　大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設（水質関係）であって、裏面の**特定有害物質**を使用等しているもの、またはダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（詳しくは、所管行政庁の担当部局にお問合せください。）

※２　切土・盛土の区別なく、土地の形質を変更する行為全般を言います。

***なお、当該土地において3,000ｍ２以上の形質の変更を行う場合は、土壌汚染対策法第4条第1項による届出、調査等の対象となります。***

＜手続きの流れ＞

【１】　工場・事業場の土地の形質の変更者は土地の形質の変更を行う30日前までに、当該土地の管理有害物質の使用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります。

根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の６第1項

◎　土地を賃借して事業を行っている場合は、土地の形質変更に対する土地所有者の同意書の添付が必要です。（土地の所有者に対し、汚染のおそれがある場合には土壌汚染状況調査が必要となることをあらかじめ説明しておいてください。）

【２】　【１】の調査の結果、形質変更する土地に管理有害物質による汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者は、土壌汚染状況調査を実施して、その結果を大阪府に報告しなければなりません。

　根拠＝大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の６第1項

　◎　調査を実施する場合は、国の指定を受けた指定調査機関に委託してください。

【３】　【２】の調査の結果、基準超過が判明した場合は、知事は、条例に基づき以下の区域に指定します。
①判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがあると判断される場合、当該土地を「要措置管理区域」として指定します。

　　　　知事は、土地の所有者に対し汚染除去等計画を作成するように指示します。

　　　　土地の所有者は、この計画に従って汚染の除去等の措置を講じなければなりません。

②判明した土壌汚染により、周辺の住民の健康リスクがないと判断される場合、当該土地を「要届出管理区域」として指定します。

指定を受けた区域において土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、事前に届出をする必要があります。

|  |
| --- |
| 詳しくは、以下にお問合せください。大阪府　環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課　化学物質対策グループ（地盤環境担当）ＴＥＬ　（代表）06-6941-0351　内線3809 　（直通）06-6210-9579大阪府のホームページもご覧ください。　　大阪府　土壌汚染　　　検　索 |

管理有害物質の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 分　類 | 管理有害物質の種類 |
| 管 理 有 害 物 質 （府条例） | 特 定 有 害 物 質 （土壌汚染対策法） | 揮発性有機化合物（第一種特定有害物質） | クロロエチレン （塩化ビニルモノマー） |
| 四塩化炭素 |
| １,２－ジクロロエタン |
| １,１－ジクロロエチレン （塩化ビニリデン） |
| １,２－ジクロロエチレン※ |
| １,３－ジクロロプロペン （D-D） |
| ジクロロメタン （塩化メチレン） |
| テトラクロロエチレン （パークロロエチレン） |
| １,１,１－トリクロロエタン |
| １,１,２－トリクロロエタン |
| トリクロロエチレン |
| ベンゼン |
| 重金属等（第２種特定有害物質） | カドミウム及びその化合物 |
| 六価クロム化合物 |
| シアン化合物 |
| 水銀及びその化合物 |
| セレン及びその化合物 |
| 鉛及びその化合物 |
| 砒素及びその化合物 |
| ふっ素及びその化合物 |
| ほう素及びその化合物 |
| 農薬等（第３種特定有害物質） | シマジン （CAT） |
| チオベンカルブ （ベンチオカーブ） |
| チウラム |
| ＰＣＢ （ポリ塩化ビフェニル） |
| 有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） |
| ダイオキシン類 |

※シス―1,2－ジクロロエチレンは、政令等の改正により、平成31年4月1日から1,2－ジクロロエチレンに改められました。